

■熊本地震の被災者向け特例措置・支援等一覧(保健医療・福祉サービス関係)

令和8年9月28日現在

	項目	支援の概要	担当課	電話番号
1	被災者に係る国民年金第1号被保険者に対する保険料免除	熊本地震により、被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上である場合には、申請に基づき、国民年金保険料を免除できる。 (免除期間：R8.6～R10.6分)	保険年金課	077-561-2367
2	保険医療機関等における被災者に係る一部負担金等の取扱いについて	災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者について、保険医療機関等における一部負担金等の支払いの猶予および免除を実施できないか検討を行い、保険者等の判断により免除することができる。 なお、後期高齢者医療保険料については、滋賀県後期高齢者医療広域連合が定める基準のもと、被害状況に応じて徴収猶予や減免の対象となる場合がある。	保険年金課 ① 国民健康保険 ② 後期高齢者医療制度	① 077-561-2366 ② 077-561-2358
3	マイナ保険証又は資格確認書等の提示について (医療保険・証紛失等の取扱い)	氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名)を申し立てることにより、受診できる取扱いとする。	保険年金課 ① 国民健康保険 ② 後期高齢者医療制度	① 077-561-2366 ② 077-561-2358
4	被保険者証の提示について(要介護認定 申請)	【新規申請、区分変更】被保険者証の提示がない場合でも、氏名・住所・生年月日の申し立てを行えば申請可。【更新申請】更新時期に達した方が更新申請を行えない場合、従前の要介護度で介護サービス継続可。更新申請は状況が落ち着いた後で可。【要介護認定有効期間の特例的延長】災害救助法適用市町村では、被保険者の要介護認定有効期間及び要支援認定有効期限を、市町村が定める期間 まで最大12ヶ月間延長可。(令和9年7月31日までの有効期間の方対象)	介護保険課	077-561-2370
5	要介護高齢者の施設 受入	被災した要介護高齢者を草津市内の高齢者施設へ受け入れるため、県とともに市内高齢者施設及び避難元市町村との情報共有・連携を行う。	介護保険課	077-561-2369
6	介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いの猶予	災害救助法の適用市町村の保険者において、介護保険料や介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いが猶予される。(住家の全半壊または主たる生計維持者に相当の被害を受けた方等の条件あり)	介護保険課	077-561-2369